

令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元： 農産局果樹・茶グループ

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名>繭・生糸 <制度名>関税割当制度、特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和4年3月31日まで」または「令和3年度まで」とされているものを1年間延長する。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		(別紙)								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和4年4月1日 ○適用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 蚕糸・絹業の流通は、養蚕農家から製糸業者、絹織物業者等を経て消費者まで多段階に渡っており、各段階ごとに製品の付加価値が高くなる。和装需要が減少するなか、各業者の経営は、厳しくなっている。また、現時点では国産品と輸入品に品質面での差は無く、高価な国産品を購入する余裕がないこと等が指摘されている。このような状況の中、養蚕農家や製糸業者（川上）と絹織物業者や流通業者等（川下）が提携し、純国産絹製品づくり及びブランド化を進め、安価な輸入品と対抗できるよう国内蚕糸業の再生と持続的発展を図る取組を進めている。 ② 問題点 上記取組により純国産絹製品を製造販売する仕組みが確立されつつあるものの、絹織物の需要が減少傾向にある中、従来にない特色のある製品を開発するには、時間を要し、現時点では国産品が十分な国際競争力を確保するには至っていない。								
改正の必要性和目的達成の見通し		① 改正の方向性 需要者に対して安価な輸入品の供給を確保し、絹業の事業者の経営安定に寄与するほか、消費者に対して安価なシルク製品の提供を可能とする一方、国産品の需要を確保して国際競争力の強化に取り組むとともに、新たな需要の創出に向けた蚕糸業の産業としての基盤を維持するため、本制度を維持し、国内生産を保護していく必要がある。								

	<p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>国産品のブランド化が確立され、十分な国際競争力を確保し、養蚕農家、製糸業者（川上）と絹織物業者、流通業者等（川下）との連携により、持続的な蚕糸業の実現が図られるまで本制度を維持する必要がある。</p>																																
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>需要者に対して安価で、かつ、安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる。</p> <p>〔令和２年度における適用実績（「減税額」は試算値）〕</p> <p>○繭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入実績：３t、９百万円 ・減税額＝（枠内輸入量）×（枠外税率：従量税）－（枠内輸入額）×（枠内税率：従価税） $= (3,400\text{kg} \times 2,523 \text{円/kg}) - (8,725 \text{千円} \times 0) = 8,578 \text{千円}$ <ul style="list-style-type: none"> ・関税割当てを受けた者の数：４者 <p>○生糸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入実績：１０２t、６１２百万円 ・減税額＝（枠内輸入量）×（枠外税率：従量税）－（枠内輸入額）×（枠内税率：従価税） $= (102,033\text{kg} \times 6,978 \text{円/kg}) - (611,551 \text{千円} \times 0) = 711,986 \text{千円}$ <ul style="list-style-type: none"> ・関税割当てを受けた者の数：２６者 <p>国産品と輸入品との間に存在する内外価格差</p> <table border="1" data-bbox="453 1167 1461 1514"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国産品価格</th> <th>輸入品価格</th> <th>内外価格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成３０年度</td> <td>繭</td> <td>２，４８７円/kg</td> <td>１，３２８円/kg</td> <td>１．８７倍</td> </tr> <tr> <td>生糸</td> <td>９，０００円/kg</td> <td>７，９３０円/kg</td> <td>１．１３倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成３１年度</td> <td>繭</td> <td>２，４７３円/kg</td> <td>１，１４６円/kg</td> <td>２．１６倍</td> </tr> <tr> <td>生糸</td> <td>９，０００円/kg</td> <td>６，６９４円/kg</td> <td>１．３４倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和２年度</td> <td>繭</td> <td>２，５４０円/kg</td> <td>１，０２６円/kg</td> <td>２．４８倍</td> </tr> <tr> <td>生糸</td> <td>９，０００円/kg</td> <td>６，３９５円/kg</td> <td>１．４１倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 繭の国産品価格は生繭ベース、輸入品価格は生繭に換算（換算指数：０．４）した値</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>特になし</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>関税割当て制度により、一定数量の範囲内においては需要者に対して低税率での輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分の輸入については高税率を適用することで国内生産者が保護されることにより生産性の向上及び蚕糸・絹業提携の円滑かつより効果的な取組に寄与している。需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するためには、本制度の維持が最も効率的である。</p>			国産品価格	輸入品価格	内外価格差	平成３０年度	繭	２，４８７円/kg	１，３２８円/kg	１．８７倍	生糸	９，０００円/kg	７，９３０円/kg	１．１３倍	平成３１年度	繭	２，４７３円/kg	１，１４６円/kg	２．１６倍	生糸	９，０００円/kg	６，６９４円/kg	１．３４倍	令和２年度	繭	２，５４０円/kg	１，０２６円/kg	２．４８倍	生糸	９，０００円/kg	６，３９５円/kg	１．４１倍
		国産品価格	輸入品価格	内外価格差																													
平成３０年度	繭	２，４８７円/kg	１，３２８円/kg	１．８７倍																													
	生糸	９，０００円/kg	７，９３０円/kg	１．１３倍																													
平成３１年度	繭	２，４７３円/kg	１，１４６円/kg	２．１６倍																													
	生糸	９，０００円/kg	６，６９４円/kg	１．３４倍																													
令和２年度	繭	２，５４０円/kg	１，０２６円/kg	２．４８倍																													
	生糸	９，０００円/kg	６，３９５円/kg	１．４１倍																													

<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>(当省の政策評価対象外)</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>関税割当制度を継続することにより、これまで形成を進めてきた蚕糸・絹業提携システムを基礎とした、消費者から適正に評価される、国産繭・生糸の特徴・希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりをより効率的に推進することが可能となる。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>【蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業】(平成20年度～28年度)</p> <p>養蚕農家、製糸業者(川上)と絹織物業者、流通業者等(川下)との提携による蚕糸・絹業提携システムの形成を全国的に展開するため、蚕糸業・絹業の情報の収集・提供や情報交換、相談等の支援を行うとともに、稚蚕・養蚕資材の安定供給、生産者の顔が見える取組の推進等、養蚕農家や製糸業者に対する支援を行った。</p> <p>【茶・薬用作物等地域特産作物体制強化推進事業】</p> <p>繭・生糸を含めた地域特産作物の生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援している。</p>
------------------	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>繭の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年に導入されて以来、現在まで延長されたところであるが、関税割当制度に関しては平成20年度から繭・生糸の関税割当制度に改正した。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>暫定無税の一次枠により需要者に対して安価かつ安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる。</p>

(別 紙)

整理番号：農林水産省一七

税 番	統計 細分	品 名	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
5001.00	010	繭（繰糸に適するものに限る。） －この号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第 5002.00 号の 2 に掲げる生糸の数量を合計した数量について、798 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第 5002.00 号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	2,968 円/kg	無税		2,968 円/kg	無税		140 円/kg	
5002.00	100	生糸（よつてないものに限る。） 1 野蚕のもの 2 その他のもの	無税			無税			無税	
	211	－共通の限度数量以内のもの －玉糸		無税			無税		7.5%	
	215	－その他のもの －織度が 21 中								
	216	－織度が 27 中								
	217	及び 28 中 －その他のもの								